

埼玉県行田県土整備事務所工事請負等業者選定委員会要綱

(趣 旨)

第1条 行田県土整備事務所が施行する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査、測量及び土木施設維持管理の委託（以下「建設工事等」という。）並びに建設工事等を除く業務委託及び物品購入等（以下「業務委託等」という。）に係る業者の適正な選定等を図るため、県土整備部工事請負業者選定委員会設置要綱第9条に基づき、埼玉県行田県土整備事務所工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会が審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 指名競争入札の指名業者の選定に関する事
- (2) 一般競争入札の入札参加条件に関する事
- (3) 随意契約（建設工事等にあつては執行入札額が50万円未満のものを除き、業務委託等にあつては埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超えるものに限る。）見積依頼業者の選定に関する事
- (4) その他委員長が必要と認めた事項

(組 織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- 会 長 所長
- 副会長 副所長(事)、副所長(技)
- 委 員 施工監理主幹、用地部長、道路部長、道路相談担当部長、
担当課長(総務担当)

(運 営)

第4条 会長は、会務を総理し、会長に事故あるときは、副会長のうち、提案事案を担当する者がその職務を代行する。

- 2 委員会は、会長が招集する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(内 申)

第6条 第2条各号に規定する事項の内申は、その建設工事又は業務委託等を所管する部長が、次の各号の中からその内申に必要な資料により行うものとする。

- (1) 埼玉県業者情報システムによる指名選定資料（内申書）
- (2) 指名する業者（案）
- (3) 一般競争入札の公告文（案）
- (4) 入札参加者等の選定理由を記載した資料
- (5) 所長又は内申を行う部長が必要と認めた資料
- (6) その他必要な資料

- 2 前項各号の資料は、機密扱いとし、所長に提出するものとする。
- 3 所長は、受領した第1項各号の資料を委員会の審査に付するものとする。

(決 定)

第7条 第2条の各号に規定する事項は、委員会の審査に基づき、所長が決定する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、委員会の内容又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第9条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめるものとする。

- 2 前項の議事録のうち建設工事等の業者選定及び入札参加条件の審査に関するものについては、入札終了後又は契約の相手方の決定後、行田県土整備事務所において自由に閲覧できるものとする。
- 3 第1項の議事録のうち業務委託等の業者選定及び入札参加条件の審査に関するものについては、入札終了後又は契約の相手方の決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、行田県土整備事務所において情報提供を行うものとする。
- 4 第2項の閲覧を行う期限は、閲覧に供した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。
- 5 第3項の情報提供を行う期限は、契約を締結した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。
- 6 第6条第1項各号の資料は、前2項の期間は保存しなければならない。
- 7 第6条第1項各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2項に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は、不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、総務担当に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、平成26年3月31日以前に平成26年度予算に係る業者選定及び入札参加条件を審査する場合に適用する。